

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

令和元年11月1日

静岡県知事 川勝平太

1 通知の要旨

令和元年10月10日農林水産省告示第1151号（保安林の指定施業要件を変更する件）

2 所在が不明な者等

所在が不明な者	指定施業要件変更保安林の所在場所	掲示場
山田久二	榛原郡川根本町水川字カッパ払1096の12、1096の14から1096の16まで、1096の18、1096の20から1096の27まで、1096の42から1096の46まで、1096の50、1096の51、1096の59から1096の69まで、字明屋沢1098	川根本町役場
春沢紀子	榛原郡川根本町水川字カッパ払1096の31、1096の32	川根本町役場
春沢克治	榛原郡川根本町水川字カッパ払1096の31、1096の32	川根本町役場
西角みち子	榛原郡川根本町水川字カッパ払1096の11	川根本町役場